

平成22年生駒市議会（第6回）定例会議案

平成22年12月7日

生 駒 市

平成 22 年生駒市議会（第 6 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 71 号	平成 22 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）	1～26
議案第 72 号	平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）	27～30
議案第 73 号	平成 22 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）	31～32
議案第 74 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33～37
議案第 75 号	生駒市住民基本台帳カード利用条例の制定について	38～40
議案第 76 号	生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	41～42
議案第 77 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43～45
議案第 78 号	生駒市立親和公園会館条例を廃止する条例の制定について	46
議案第 79 号	生駒市小平尾南共同作業所設置条例を廃止する条例の制定について	47
議案第 80 号	生駒市景観条例の制定について	48～54
議案第 81 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 82 号	生駒市中央公民館南別館の指定管理者の指定について	56
議案第 83 号	生駒市福祉センターの指定管理者の指定について	57
議案第 84 号	生駒市デイサービスセンター幸楽の指定管理者の指定について	58

議案第 85 号	生駒市デイサービスセンター寿楽の指定管理者の指定について	59
議案第 86 号	生駒市立老人憩の家の指定管理者の指定について	60
議案第 87 号	RAKU-RAKUはうすの指定管理者の指定について	61
議案第 88 号	やすらぎの杜 優楽の指定管理者の指定について	62
議案第 89 号	生駒駅前自転車駐車場等の指定管理者の指定について	63
議案第 90 号	生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場の指定管理者の指定について	64
議案第 91 号	市道路線の認定について	65
議案第 92 号	生駒市公平委員会委員の選任について	66

議案第 71 号

平成 22 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 22 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 5, 6 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 1 2 2, 5 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 22 年 12 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		294,401	2,500	296,901
	1 負担金	294,401	2,500	296,901
13 使用料及び手数料		592,564	17,634	610,198
	1 使用料	485,244	17,634	502,878
14 国庫支出金		3,769,098	80,249	3,849,347
	1 国庫負担金	3,436,373	57,750	3,494,123
	2 国庫補助金	288,791	22,499	311,290
19 繰越金		242,760	7,327	250,087
	1 繰越金	242,760	7,327	250,087
21 市債		2,551,300	17,900	2,569,200
	1 市債	2,551,300	17,900	2,569,200
歳 入 合 計		32,996,924	125,610	33,122,534

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		345,909	-704	345,205
	1 議会費	345,909	-704	345,205
2 総務費		4,428,761	-2,501	4,426,260
	1 総務管理費	3,496,054	-9,887	3,486,167
	2 徴税費	526,149	3,732	529,881
	3 戸籍住民基本台帳費	210,750	4,226	214,976
	4 選挙費	104,575	-307	104,268
	6 監査委員費	40,188	-265	39,923
3 民生費		11,003,100	120,324	11,123,424
	1 社会福祉費	4,077,390	25,141	4,102,531
	2 児童福祉費	5,180,341	15,240	5,195,581
	3 生活保護費	1,253,684	79,943	1,333,627
4 衛生費		3,395,345	-35	3,395,310
	1 保健衛生費	1,198,456	-6,166	1,192,290
	2 清掃費	2,196,889	6,131	2,203,020
5 産業経済費		325,731	-505	325,226
	1 農業費	141,959	4,251	146,210
	2 商工費	183,772	-4,756	179,016

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
6 土木費		3,305,783	1,497	3,307,280
	1 土木管理費	285,111	-4,077	281,034
	2 道路橋梁及び河川費	749,956	14,771	764,727
	3 都市計画費	1,398,464	-10,338	1,388,126
	4 住宅費	73,558	1,141	74,699
7 消防費		1,356,587	-13,202	1,343,385
	1 消防費	1,356,587	-13,202	1,343,385
8 教育費		4,177,151	20,736	4,197,887
	1 教育総務費	229,924	1,797	231,721
	2 小学校費	507,728	42,000	549,728
	4 幼稚園費	862,106	-9,789	852,317
	5 社会教育費	1,098,793	1,200	1,099,993
	6 保健体育費	1,200,392	-14,472	1,185,920
歳 出 合 計		32,996,924	125,610	33,122,534

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	児 童 福 祉 費	市 立 保 育 所 施 設 整 備 事 業	10,400
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	道 路 新 設 改 良 事 業	37,200
	都 市 計 画 費	松 ヶ 丘 通 り 線 街 路 整 備 事 業	60,000
		公 園 整 備 事 業	34,000
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	46,700

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業	17,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後に おいては、当該見直し 後の利率)	政 府 資 金 に つ い て は そ の 融 資 条 件 に よ り、 銀 行 そ の 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の と す る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費負担金	266,810	2,500	269,310	2 児童福祉費負担金	2,500	市外委託保育所保護者負担金
計	294,401	2,500	296,901			

[単位 千円]

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生使用料	148,409	17,634	166,043	2 児童福祉使用料	17,634	市立保育所保育料
計	485,244	17,634	502,878			

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	3,436,373	57,750	3,494,123	8 生活保護費負担金	57,750	
計	3,436,373	57,750	3,494,123			

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 教育費国庫補助金	20,454	22,499	42,953	1 小学校費補助金	22,499	真弓小学校地震補強事業交付金 桜ヶ丘小学校地震補強事業交付金	8,976 13,523
計	288,791	22,499	311,290				

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	242,760	7,327	250,087	1 繰越金	7,327	前年度繰越金	
計	242,760	7,327	250,087				

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 教育債	0	17,900	17,900	2 小学校債	17,900	真弓小学校地震補強事業債 桜ヶ丘小学校地震補強事業債	4,400 13,500
計	2,551,300	17,900	2,569,200				

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明			
				国県支金	地方債	その他						
										財 源		
										一般財源		
1 議会費	345,909	-704	345,205				-704	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	給与条例改正等による 給与条例改正等による 給与条例改正等による			
計	345,909	-704	345,205				-704					

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明			
				国県支金	地方債	その他						
										財 源		
										一般財源		
1 一般管理費	1,882,484	22,609	1,905,093				22,609	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	給与条例改正等による 給与条例改正等による 給与条例改正等による			
4 広報広聴費	44,005	3,057	47,062				3,057	11 需用費 18 備品購入費	消耗品費 広報編集システム			
5 財産管理費	1,085,787	-17,761	1,068,026				-17,761	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	給与条例改正等による 給与条例改正等による 給与条例改正等による			

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	その他				
							3	職員手当等	給与条例改正等による	
							4	共済費	給与条例改正等による	
2 国民年金費	30,694	9,707	40,401			9,707	2	給料	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	給与条例改正等による	
							4	共済費	給与条例改正等による	
7 人権文化センター運営費	36,250	-237	36,013			-237	2	給料	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	給与条例改正等による	
							4	共済費	給与条例改正等による	
計	4,077,390	25,141	4,102,531			25,141				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	その他				
1 児童福祉総務費	3,039,416	2,376	3,041,792			2,376	2	給料	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	給与条例改正等による	
							4	共済費	給与条例改正等による	
3 保育所費	823,958	12,864	836,822			-4,770	2	給料	給与条例改正等による	
						17,634 (使)	3	職員手当等	給与条例改正等による	
						17,634				

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国庫支出金	地方債	財源その他			
計	5,180,341	15,240	5,195,581			17,634	-2,394		4 共済費 3,423 7 賃金 21,800
給与条例改正等による 臨時雇賃金									

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国庫支出金	地方債	財源その他			
1 生活保護総務費	97,153	2,943	100,096				2,943	2,709	給与条例改正等による
2 扶助費	1,156,531	77,000	1,233,531	57,750 (国債)			19,250	77,000	生活扶助 住宅扶助 医療扶助 施設事務費
計	1,253,684	79,943	1,333,627	57,750			22,193		給与条例改正等による

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国庫支出金	地方債	財源その他			
1 保健衛生総務費	415,808	2,443	418,251				2,443	-1,468	給与条例改正等による
								1,616	給与条例改正等による
								2,295	給与条例改正等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	内 訳				
					国県支出金	地方債			
2 予防費	584,985	-8,609	576,376				13 委託料	-8,609	各種予防接種等委託料
計	1,198,456	-6,166	1,192,290					-6,166	

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 清掃総務費	98,109	7,843	105,952				2 給料	6,663	給与条例改正等による
							3 職員手当等	763	給与条例改正等による
							4 共済費	417	給与条例改正等による
3 びみ処理施設費	973,418	3,497	976,915				2 給料	-2,633	給与条例改正等による
							3 職員手当等	2,977	給与条例改正等による
							4 共済費	3,153	給与条例改正等による
5 し尿処理施設費	331,884	-5,209	326,675				2 給料	-3,112	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-1,504	給与条例改正等による
							4 共済費	-593	給与条例改正等による
計	2,196,889	6,131	2,203,020					6,131	

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	特定財源	その他						
										一般財源		
										国県支出金	特定財源	その他
1 農業委員会費	38,923	619	39,542			619	3 職員手当等	502	給与条例改正等による			
2 農業総務費	56,947	3,632	60,579			3,632	4 共済費	117	給与条例改正等による			
							2 給料	3,631	給与条例改正等による			
							3 職員手当等	-385	給与条例改正等による			
計	141,959	4,251	146,210			4,251	4 共済費	386	給与条例改正等による			

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	特定財源	その他						
										一般財源		
										国県支出金	特定財源	その他
1 商工総務費	53,760	-4,756	49,004			-4,756	2 給料	-3,593	給与条例改正等による			
							3 職員手当等	-297	給与条例改正等による			
計	183,772	-4,756	179,016			-4,756	4 共済費	-866	給与条例改正等による			

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支金	地方債				
					特 定 財 源	其 他			
1 土木総務費	169,788	-3,501	166,287			-3,501	2 給料	-665	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-2,756	給与条例改正等による
							4 共済費	-80	給与条例改正等による
2 建築指導費	115,323	-576	114,747			-576	2 給料	-1,077	給与条例改正等による
							3 職員手当等	276	給与条例改正等による
							4 共済費	225	給与条例改正等による
計	285,111	-4,077	281,034			-4,077			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支金	地方債				
					特 定 財 源	其 他			
1 道路橋梁総務費	170,172	11,843	182,015			11,843	2 給料	5,971	給与条例改正等による
							3 職員手当等	2,703	給与条例改正等による
							4 共済費	3,169	給与条例改正等による
3 道路橋梁新設改良費	316,690	2,928	319,618			2,928	2 給料	745	給与条例改正等による
							3 職員手当等	1,638	給与条例改正等による

[単位 千円]

											4 共済費	545	給与条例改正等による
計	749,956	14,771	764,727				14,771						

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源	他			
				国県支出金	地方債	その他			
1 都市計画総務費	318,317	-858	317,459				-858	2 給料 給与条例改正等による	
2 街路事業費	208,530	-6,658	201,872				-6,658	3 職員手当等 給与条例改正等による	
							2,213	4 共済費 給与条例改正等による	
3 公園整備費	719,489	-2,822	716,667				-2,822	2 給料 給与条例改正等による	
							-2,029	3 職員手当等 給与条例改正等による	
							-897	4 共済費 給与条例改正等による	
計	1,398,464	-10,338	1,388,126				-10,338		

(款) 6 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	財 源	他			
				国県支出金	地方債	その他			
1 住宅事業費	73,558	1,141	74,699				1,141	2 給料 給与条例改正等による	
							-214		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										一般財源		
						3 職員手当等	1,163	給与条例改正等による				
						4 共済費	192	給与条例改正等による				
計	73,558	1,141	74,699				1,141					

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										一般財源		
1 常備消防費	1,294,049	-13,202	1,280,847			2 給料	-6,250	給与条例改正等による				
						3 職員手当等	-15,041	給与条例改正等による				
						4 共済費	8,089	給与条例改正等による				
計	1,356,587	-13,202	1,343,385				-13,202					

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										一般財源		
1 教育委員会費	182,319	2,608	184,927			2 給料	2,658	給与条例改正等による				
						3 職員手当等	-878	給与条例改正等による				
						4 共済費	828	給与条例改正等による				
2 心の教育活動事業費	47,605	-811	46,794			2 給料	-308	給与条例改正等による				

												3 職員手当等	-544	給与条例改正等による
												4 共済費	41	給与条例改正等による
計	229,924	1,797	231,721						1,797					

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 支 出 金	地 方 財 源 の 他			
3 小学校施設整備費	83,003	42,000	125,003	22,499 (国補) 22,499	17,900	1,601	15 工事請負費	42,000	真弓小学校耐震補強工事 桜ヶ丘小学校耐震補強工事
計	507,728	42,000	549,728	22,499	17,900	1,601			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 支 出 金	地 方 財 源 の 他			
1 幼稚園費	797,856	-9,789	788,067			-9,789	2 給料	-5,106	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-7,019	給与条例改正等による
							4 共済費	2,336	給与条例改正等による
計	862,106	-9,789	852,317			-9,789			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説	明
				国県支出金	財源						
					地方債	その他					
1 社会教育総務費	176,364	-6,240	170,124				2	給料	-2,382	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	-3,770	給与条例改正等による	
							4	共済費	-88	給与条例改正等による	
2 公民館費	191,943	8,199	200,142			8,199	2	給料	4,633	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	1,615	給与条例改正等による	
							4	共済費	1,951	給与条例改正等による	
3 図書館費	253,603	6,935	260,538			6,935	2	給料	2,075	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	1,629	給与条例改正等による	
							4	共済費	3,231	給与条例改正等による	
7 芸術会館費	57,402	12,817	70,219			12,817	2	給料	6,025	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	4,873	給与条例改正等による	
							4	共済費	1,919	給与条例改正等による	
10 南コミュニティセンター費	155,419	-17,907	137,512			-17,907	2	給料	-10,552	給与条例改正等による	
							3	職員手当等	-5,280	給与条例改正等による	
							4	共済費	-2,075	給与条例改正等による	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				与費			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)				
補正後	(32) 781		3,248,642	2,931,738	6,180,380	1,067,587		7,247,967		
補正前	(30) 785		3,277,830	2,956,633	6,234,463	1,017,549		7,252,012		
比較	(2) -4		-29,188	-24,895	-54,083	50,038		-4,045		

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当(千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	111,811	107,597	1,140	211,009	33,854	200,134	37,000
	補正前	113,900	106,122	1,140	210,375	33,789	176,434	37,000
	比較	-2,089	1,475	0	634	65	23,700	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,800	68,156	35,015	813,219	868,279	434,724
9,800	66,017	33,908	813,219	909,165	445,764
0	2,139	1,107	0	-40,886	-11,040

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	-29,188	増減に伴う	減少	給料の改定率 -0.1%	
		増減に伴う	減少	給与改定実施時期 平成22年12月1日	
		増減に伴う	増加		
職員手当	-24,895	その他の増減分	退職・人事異動等に伴う減少分	職員数の異動状況	
				採用者	781人
				退職者	785人
				採用者	-4人
				採用・退職の状況等	
				期末手当	-40,478千円
				勤勉手当	-10,930千円
				扶養手当	-2,089千円
				管理職手当	1,475千円
				管理職員特別勤務手当	千円
地域手当	634千円				
特殊勤務手当	65千円				
時間外勤務手当	23,700千円				
休日勤務手当	千円				
				夜間勤務手当 千円	
				通勤手当 2,139千円	
				住居手当 1,107千円	
				退職手当 千円	
				期末手当 -408千円	
				勤勉手当 -110千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分					
	一般職	消防職	教育職	技能職	一般職	技能職
平成22年10月1日現在	平均給料月額 (円)	345,376	346,888	310,169	282,632	
	平均給与月額 (円)	416,133	435,348	353,991	338,001	
	平均年齢 (歳)	44.8	43.4	42.3	41.8	
平成22年1月1日現在	平均給料月額 (円)	356,866	351,743	328,438	287,658	
	平均給与月額 (円)	431,218	485,894	342,569	382,508	
	平均年齢 (歳)	45.5	44.0	42.8	43.1	

イ 初任給

区分	一般職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	技能職 (円)	国の制度	
					一般行政職 (円)	技能職 (円)
高校卒	144,500	149,800	144,500	156,500	140,100	137,200
大学卒	178,800	185,800	178,800		172,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
平成22年10月1日現在	1級	(19) (3.5)	1級	(8) (5.8)	1級	(8) (11.0)	技能職 給料表	職員数(人)
	2級	(30) (5.6)	2級	(3) (2.2)	2級	(9) (12.2)		
	3級	(32) (100.0)	3級	(6) (4.4)	3級	(8) (11.0)		
	4級	(24) (4.5)	4級	(37) (27.0)	4級	(10) (13.7)		
	5級	(98) (18.2)	5級	(59) (43.1)	5級	(28) (38.4)		
	6級	(248) (46.2)	6級	(10) (7.3)	6級	(10) (13.7)		
	7級	(57) (10.6)	7級	(11) (8.0)	7級	() ()		
	8級	(45) (8.4)	8級	(3) (2.2)	8級	() ()		
	計	(32) (100.0)	計	(137) (100.0)	計	(73) (100.0)		
	537	100.0						
平成22年1月1日現在	1級	(10) (1.8)	1級	(7) (5.1)	1級	(10) (13.9)	技能職 給料表	職員数(人)
	2級	(35) (6.3)	2級	(5) (3.6)	2級	(6) (8.3)		
	3級	(22) (100.0)	3級	(9) (6.5)	3級	(10) (13.9)		
	4級	(31) (5.6)	4級	(34) (24.6)	4級	(7) (9.7)		
	5級	(92) (16.5)	5級	(62) (44.9)	5級	(29) (40.3)		
	6級	(263) (47.3)	6級	(7) (5.1)	6級	(10) (13.9)		
	7級	(58) (10.4)	7級	(11) (8.0)	7級	() ()		
	8級	(50) (9.0)	8級	(3) (2.2)	8級	() ()		
	計	(17) (3.1)	計	(138) (100.0)	計	(72) (100.0)		
	22)	100.0						
556	100.0							

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	主事	主任	主任	係長級	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	技師						

工 昇 給

区	分		合 計	代 表 的 な 職 種			
	職 員 数 (A)	(人)		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補 正 後	職 員 数 (A)	(人)	781	537	137	73	34
	昇給に係る職員数(B)	(人)	773	531	135	73	34
	2号給	(人)	117	85	18	10	4
	4号給	(人)	656	446	117	63	30
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	99.0	98.9	98.5	100.0	100.0
補 正 前	職 員 数 (A)	(人)	785	543	137	71	34
	昇給に係る職員数(B)	(人)	775	535	135	71	34
	2号給	(人)	96	70	15	7	4
	4号給	(人)	679	465	120	64	30
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	98.7	98.5	98.5	100.0	100.0

才 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	支 給 期 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	(1.00) (1.10) ((2.10) (有	
	1.95	2.00	3.95		
補 正 前	(1.00) (1.20) ((2.20) (有	
	1.95	2.20	4.15		
国 の 制 度	(1.00) (1.10) ((2.10) (有	
	1.95	2.00	3.95		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	781
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	1.0	0.4	1.4	2.8	2.3
支給対象職員の比率 (%)	(%)	32.6	16.6	87.6	83.6	35.3
代表的な特殊勤務手当の名称		訪問指導手当・賦課徴収手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	同	
住居手当	一部異なる	持家	3,000円 (国 持家支給なし)
通勤手当	同	同	

平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 22 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 0 , 4 1 0 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 4 0 5 , 9 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 1 2 月 7 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,033,696	57,330	2,091,026
	2 国庫補助金	200,054	57,330	257,384
5 前期高齢者交付金		2,669,602	73,080	2,742,682
	1 前期高齢者交付金	2,669,602	73,080	2,742,682
歳 入 合 計		10,275,564	130,410	10,405,974

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 保健事業費		144,768	-30,000	114,768
	1 特定健康診査等事業費	123,008	-30,000	93,008
11 諸支出金		9,820	160,410	170,230
	1 償還金及び還付加算金	9,100	160,410	169,510
歳 出 合 計		10,275,564	130,410	10,405,974

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整交付金	200,054	57,330	257,384	1 財政調整交付金	57,330	普通調整交付金	
計	200,054	57,330	257,384				

(款) 5 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 前期高齢者交付金	2,669,602	73,080	2,742,682	1 前期高齢者交付金	73,080		
計	2,669,602	73,080	2,742,682				

歳 出

(款) 8 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明	
				国県支出金	財源					
					特定地方	一般財源				その他
						その他				
1 特定健康診査等事業費	123,008	-30,000	93,008		-30,000	13 委託料	-30,000	特定健康診査等委託料		
計	123,008	-30,000	93,008		-30,000					

[単位 千円]

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明	
				国県支出金	財源					
					特定地方	一般財源				その他
						その他				
3 償還金	1,000	160,410	161,410		160,410	23 償還金利子及び割引料	160,410	療養給付費交付金等精算返還金		
計	9,100	160,410	169,510		160,410					

[単位 千円]

議案第 73 号

平成 22 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 22 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 22 年 12 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	250,000

議案第 74 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、生駒市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議
員の定数を定める条例の改正の請求を平成22年11月19日に受理したので、
同条第3項の規定により、別紙の意見を付けてこれを付議する。

平成22年12月7日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生
駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

（生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正）

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平
成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「700,000円」を「490,000円」に改め、同条
第2号中「625,000円」を「437,500円」に改め、同条第3号中
「570,000円」を「399,000円」に改める。

（生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部改正）

第2条 生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月生駒市条例第1

8号)の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「18人」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

別紙

意 見 書

地方自治法第74条第1項の規定による生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求に対する同条第3項の意見は、次のとおりであります。

今回の条例改正請求につきましては、法律上必要とされる有効署名数を大きく上回る6,796人の連署をもってなされたもので、市民が市政や行財政改革に関心を持ち、積極的に意思を示したものであり、その思いは真摯に受け止めるべきであると考えます。

1 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正について

昭和46年の市制施行以降、議員報酬に関しては14回にわたる引上げが行われておりますが、これまで引き下げられたことはなく、最後の引上げが行われた平成8年以降、自治体の行政と財政を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、市議会議員を含む特別職の報酬等について、その見直しが必要であると考え、平成22年10月13日に市長及び副市長の給料並びに議員報酬の適正な額について、生駒市特別職報酬等審議会に諮問を行い、同年11月24日に答申を受けたものであります。

議員報酬については、審議会答申で指摘されているように、バブル経済崩壊とその後の経済の停滞に伴い市民が共通に受けている所得減少と公共サービス

の再編成という痛みにきちんと対応し、行財政改革への共感に結びつき得るような「市民感情に即した見直し」をすることが必要であると考えております。

こうした観点から、議員報酬を引き下げることが必要であると考えますが、以下の理由から報酬額を30%引き下げるという請求内容には賛同することはできません。

すなわち、地方分権改革の進展が期待される中、市議会の行政監視及び政策提案の機能は今後さらに強化されなければなりません。そのためには、そのような意欲と能力と時間を有する市民が市議会議員となることが何より肝腎であり、そうした有為な人材が現在の職業を辞めてでも市議会議員に立候補しようと思えるようにするためには妥当な報酬額を確保する必要があります。このことによって、年齢、性別、前職等の点でバランスの取れた市議会議員の構成を確保することができ、真に市民のあらゆる層を代表する市議会たり得るものと考えます。こうしたことから、議員報酬については、審議会答申で指摘されているように「生活給的所得保障と職務に対応する報酬という性格」に伴う妥当な水準の確保が必要となります。

そこで、審議会答申にあるように、類似団体のうちから本市に近似した地方公共団体の議員報酬の水準、民間企業の平均給与の減少率（11.9%）、家計の消費支出の減少率（12.2%）及び本市職員のうち管理職の給与の減少率（10.6%）などを総合的に考慮し、審議会答申どおり12%の削減を行うことが適当であると考えます。

2 生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正について

現在の議員定数は、地方自治法で定められた上限34人に対し、24人とされ、市制施行前の昭和34年から維持されておりますが、平成21年11月に生駒市行政改革推進委員会から提出された「議員及び特別職報酬等の適正化に

向けた提言」では、類似団体や同程度の人口規模の地方公共団体において、本市より議員定数の少ない都市が一定数存在すること、また、間接民主制を補完するため、市民主権や市民の参画と協働を推進する環境が整備されつつあることなどを総合的に判断し、24人から20人程度に削減すべきとの意見をいただいております。

今回の議員定数を24人から18人とする請求内容は、この提言を更に2人上回る削減を求めるものとなっておりますが、①現在4つある常任委員会を3つに再編し各委員会の所管事項を増やすことで、委員会の定数を6人としたままの委員会審議が可能であること、②現在の市議会議員が当選して以降今日までの市議会本会議における一般質問者は平均して15人程度であること等から、議員定数が18人となっても議会審議に大きな影響があるとは思われず、一方で、③奈良県内の12の市で過去4年間に議員定数の削減が行われていないのは本市を含む4市のみであり、地方自治法の上限から14人少なくしている市もあること、④本市の正規職員数は平成26年4月までに800人以下に削減する予定であり、平成13年4月にピークを迎えた1,025人と比較すると約22%の削減となること、⑤本市の農業委員会の選挙による委員の定数も市制施行前の昭和32年に定められた20人を平成21年6月に、この間の農家数や耕地面積の減少等を考慮して10人に半減させていること等を総合的に考慮し、議員定数を24人から18人とする請求内容に賛成するものであります。

生駒市住民基本台帳カード利用条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 4 第 8 項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第 2 条 法第 30 条の 4 第 8 項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。

- (1) 多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。）により住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービス
- (2) 窓口専用端末機（住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。）により住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の申請を受け付けるサービス

(利用手続等)

第3条 住民基本台帳カードを利用して前条各号に掲げるサービスの全部又は一部を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その者の住民基本台帳カードに、当該申請に係るサービスを受けるために必要な情報等を記録するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、前条各号に掲げるサービスを受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項（生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）附則に1項を加える改正規定に限る。）の規定は、平成23年2月1日から施行する。

(生駒市印鑑条例の一部改正)

2 生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第 号）第3条第2項の規定により住民基本台帳カードに必要な情報等の記録を行う場合において、当該住民基本台帳カードを所持する者から印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があったとき

は、印鑑登録証の交付を行わないことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、生駒市住民基本台帳カード利用条例第3条第2項の規定により住民基本台帳カードに必要な情報等の記録を受けた登録者は、多機能端末機（同条例第2条第1号に規定する多機能端末機をいう。）又は窓口専用端末機（同条第2号に規定する窓口専用端末機をいう。）を利用して、前条第2項の印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第16条中「第15条」を「前条第1項」に改める。

（生駒市手数料条例の一部改正）

- 3 生駒市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（手数料の特例）

- 5 平成23年2月1日から同年9月30日までの間に限り、別表第1の18の2の項及び18の3の項に規定する手数料は、これらの項の規定にかかわらず、無料とする。

別表第1の16の項中「200円」の次に「（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）又は窓口専用端末機（住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。）による申請に基づく交付にあつては、1通につき150円）」を加え、同表の20の項中「200円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1枚につき150円）」を加える。

議案第 76 号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

附則第 9 項を次のように改める。

9 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 2 月 2 日までの間に任期満了し、又は退職した市長又は副市長に支給する退職手当の額は、別表第 2 の規定にかかわらず、同表の規定による退職手当の額から、その額に 100 分の 25 を乗じて得た額を減じた額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第 1 中「1,060,000 円」を「954,000 円」に、「880,000 円」を「792,000 円」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「750,000円」を「705,000円」に改める。

附則第5項を次のように改める。

- 5 平成23年4月1日から平成26年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した教育長に支給する退職手当の額は、第2条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則第7項を削る。

（生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「700,000円」を「616,000円」に改め、同条第2号中「625,000円」を「550,000円」に改め、同条第3号中「570,000円」を「502,000円」に改める。

附則第5項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 77 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年12月7日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項の(2)中「580,000円」を「530,000円」に、「900,000円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」を「1,400,000円」に、「1,800,000円」を「1,640,000円」に、「4,230,000円」を「3,850,000円」に、「5,590,000円」を「5,090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に、「1,230,000円」を「1,120,000円」に、「1,460,000円」を「1,330,000円」に、「1,630,000円」を「1,480,000円」に、「2,010,000円」を「1,830,000円」に、「2,330,000円」を「2,120,000円」に、「4,760,000円」を「4,330,000円」に、「6,120,000円」を「5,570,000円」に、「7,440,000円」を「6,770,000円」に、「6,320

、 000円」を「5,750,000円」に、「7,970,000円」を「7,250,000円」に、「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同表の6の項の(1)中「450,000円」を「410,000円」に、「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,140,000円」を「1,040,000円」に、「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」を「1,820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に、「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を「4,450,000円」に、「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表の7の項中「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に、「2,920,000円」を「2,660,000円」に、「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

生駒市立親和公園会館条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市立親和公園会館条例を廃止する条例

生駒市立親和公園会館条例（昭和 57 年 7 月生駒市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

生駒市小平尾南共同作業所設置条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市小平尾南共同作業所設置条例を廃止する条例

生駒市小平尾南共同作業所設置条例（昭和 48 年 10 月生駒市条例第 30 号）

は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市景観条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年12月7日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、美しく潤いのある豊かな街並みを形成し、もって自然と都市が調和した景観の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共事業を実施する責務を有する。

3 市は、良好な景観の形成に関する市民、事業者及び民間団体（市内において良好な景観の形成を図るための活動を行う民間の団体をいう。以下同じ。）の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

(市民の責務)

第3条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第5条 市長は、市内の良好な景観の形成を総合的かつ先導的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

2 市長は、景観計画の区域内において、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域（以下「重点景観形成区域」という。）を定めることができる。

3 重点景観形成区域における法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

(策定の手続)

第6条 市長は、景観計画を定めようとするときは、生駒市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(届出を要する行為等)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

2 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

4 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同項の規定により届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

5 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同条第2項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

6 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、法第8条第3項第2号の規定により景観計画に定める基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

7 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 規則で定める仮設の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業又は林業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (4) 他の法令又は条例の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの
- (5) 法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 前号に規定する規則で定める工作物以外の工作物に係る行為

8 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

（届出を要する行為に係る事前の助言）

第9条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、市長に必要な助言を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により助言を求められたときは、生駒市景観審議会に意見を聴くことができる。

（勧告の手続等）

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、

あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手続)

第12条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了の届出)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出(同条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない場合においても、景観計画の区域内において、同条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第8条第1項第1号若しくは第2号に掲げる行為をする者は、景観形成基

準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(既存の建築物等に対する措置の求め)

第15条 市長は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は第8条第7項第5号に規定する規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(景観への理解を深めるための施策等)

第16条 市は、市民、事業者及び民間団体が、良好な景観の形成について理解を深めるとともに、良好な景観の形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、良好な景観の形成に関する知識の普及、学習の支援、顕彰その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市、市民、事業者及び民間団体が、連携し、又は協働して、良好な景観の形成を推進することができるよう、相互の交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(景観審議会)

第17条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、生駒市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 審議会は、第9条第2項、第10条及び第12条の規定によりその権限に属することとされた事項については、これらを専門に調査審議する部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、奈良県知事に法第16条第1項又は第2項の規定による届出（同条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）を行った者が施行日以後に当該届出に係る行為を完了したときは、当該届出を行った者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

議案第 81 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市中央公民館南別館の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市中央公民館南別館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
南別館管理組合
生駒市藤尾町300番地
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

生駒市福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会
生駒市元町1丁目6番12号
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

生駒市デイサービスセンター幸楽の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市デイサービスセンター幸楽
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会
生駒市元町1丁目6番12号
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

生駒市デイサービスセンター寿楽の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市デイサービスセンター寿楽
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
生駒市元町2丁目14番8号
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市立老人憩の家
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
生駒市元町2丁目14番8号
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

RAKU—RAKUはうすの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

RAKU—RAKUはうす

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

近鉄ビルサービス株式会社

大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号

- 3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

やすらぎの杜 優楽の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
やすらぎの杜 優楽
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
医療法人 仁悠会
大阪府堺市北区東三国ヶ丘町4丁1番25号
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

生駒駅前自転車駐車場等の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場及び生駒駅南自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人 生駒市シルバー人材センター

生駒市東新町8番38号

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

議案第 90 号

生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場の指定管理者
の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の
規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議
決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
近鉄ビルサービス株式会社
大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号
- 3 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

議案第 91 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	東生駒南62号線	東生駒3丁目398番346先 東生駒3丁目398番363先
2	東生駒南第1歩行者道	東生駒3丁目398番356先 東生駒3丁目398番355先
3	鹿ノ台西46号線	鹿ノ台西1丁目1番64先 鹿ノ台西1丁目1番65先
4	鹿ノ台南28号線	鹿ノ台南1丁目8番37先 鹿ノ台南1丁目8番1先
5	鹿ノ台南29号線	鹿ノ台南1丁目8番52先 鹿ノ台南1丁目8番27先
6	鹿ノ台南30号線	鹿ノ台南1丁目8番1先 鹿ノ台南1丁目8番48先

平成22年12月7日提出

生駒市長 山下 真

議案第 92 号

生駒市公平委員会委員の選任について

生駒市公平委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 吉 田 豊 彦

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 三 野 文 男

生年月日 昭和●●年●月●日

平成22年12月7日提出

生駒市長 山 下 真